

第10回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年1月10日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員		8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(1名)	7番 渡邊 由佳 委員			
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第45号議案 非農地の現況証明について 第46号議案 農用地利用集積計画の決定について 第47号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第48号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>長谷川会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 10 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、順番では議席番号 7 番の渡邊由佳 委員ですが、本日はご欠席ですので、議席番号 8 番の清水武敏 委員をお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 11 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、2 番の下田健一委員、3 番の尾川寛信委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第 1 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項 第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設)</p>

<p>について</p> <p>4 議事 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>設)の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 2-1 頁～2-2 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、下浅津●●。土地の所在は、大字下浅津——、地目は田、面積は 1,105 m²。その内、転用面積は 28 m²でハウス型農業用倉庫を設置するものであります。頁をめくっていたき、2-1 頁が航空写真の位置図で、左側中ほど付近に青色で囲っている土地です。その内、赤色で示している箇所が転用部分です。</p> <p>次の 2-2 頁が施設の複合図です。間口 4m、奥行き 7m、高さ 3.2mのハウス型農業用倉庫を設置するものです。以上、2アール、200 m²未満の農業用施設設置の届出の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 1 号は終わります。</p> <p>次に、日程 4.議事に移ります。議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>本冊 3 頁です。</p> <p>議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、3-1 頁～3-7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在は、大字田後——外 1 筆。地目は、台帳 田、現況 畑、転用面積は 803 m²。転用計画の用途は、住宅用地。施設概要は、一般個人住宅 1 棟。建築面積は 139 m²です。</p> <p>申請人は、大字田後●●。立地基準の判定に係る農地区分は、第 3 種農地。区分決定根拠は、管理設道路沿道の区域です。許可根拠規定は、第 3 種農地のため、原則許可です。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内、公共投資ありです。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟の建築、盛土造成は 5 cmです。この土地は、台帳地目は田ですが、現況は畑です。平成 29 年 9 月に水田の畑地変換届が提出され、普通畑に変換されています。また、隣接農地との境界には、高さ 90 cmの L 型擁壁を設置されます。農業振興地域整備計画に</p>
---	------------------------------------	---

議案第 45 号	<p>(議長)</p> <p>岡本推進委員</p>	<p>において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、右側付近に赤色で囲っている 2 筆です。次の 3-2 頁が現地の写真で、2 筆分全体を赤線で囲っています。左上の写真は北東側から、右上の写真は北西側から、左下の写真は南東側から、右下の写真は南西側から撮影したものです。次の 3-3 頁が公図です。申請地を黄色で囲っています。次の 3-4 頁が配置図です。方角は右側が北になります。雨水経路を青線で示しており、敷地内の雨水は、最終的に北側の既存側溝に流す計画です。汚水は赤線で示しており、公共下水に接続します。西側、この配置図では上側の隣接農地との境界には、高さ 90 cm の L 型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐよう対策をとるものです。次の 3-5 頁が建物部分の平面図であり、建築面積は 139 m²です。次の 3-6 頁が東側立面図、北側立面図、次の 3-7 頁が西側立面図、南側立面図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 18 番の岡本 章推進委員より報告をしてください。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>この転用申請地は、住宅化が進行している地域であります。転用にあたり、隣接農地との境界には L 型擁壁を設置することから土砂流出の恐れはありません。また、雨水、汚水対策も取られます。よって、周辺農地への支障もないことから、この転用計画を認めることについて問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の本案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 45 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。まずは、申請番号 1 に</p>

非農地の現況証明について	事務局	<p>ついて説明してください。</p> <p>本冊 4 頁です。</p> <p>議案第 45 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、原●●。土地の所在は、大字原——、地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 71 m²。20 年以上前から耕作ができない土地となり、周辺住民の駐車場として利用しているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、4-1 頁が航空写真の位置図です。左側中央付近に赤色で囲っています。頁をめくっていただき、4-2 頁が現地の写真です。南側の隣接する町道側から撮影しています。次の 4-3 頁が公図ですのでご確認ください。番号 1 の説明は以上です。</p> <p>(議長)</p> <p>番号 1 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 3 番の尾川寛信委員より報告をしてください。</p> <p>尾川委員</p> <p>この申請地は、20 年以上前から耕作ができなくなり、近隣住民の駐車場として利用されており、現況は真砂土等が敷き詰められている土地です。農地として復元することは困難な土地でありますので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>次に申請番号 2 について、説明してください。</p> <p>再度、4 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 4-4 頁～4-6 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、はわい長瀬——と——の 2 筆、地目は 2 筆とも、台帳 畑、現況 宅地、面積は記載のとおりです。2 筆とも 40 年以上前から農地として利用しておらず、北側隣接地の宅地の一部として利用していたものです。現在も農地として利用できる状態ではありません。頁をめくっていただき、4-4 頁が航空写真の位置図です。右下付近に赤色で囲っている 2 筆です。現在は、北側隣接地——の住宅は解体され、町道側に白く映っている倉庫のみが残っている状態です。次の 4-5 頁が現地の写真で、上の写真は西側の町道側から</p>
--------------	-----	---

議案第 46 号	<p>(議長)</p> <p>下田委員</p> <p>(議長)</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>撮影したもの、下の写真は東側から撮影したものです。次の 4-6 頁が公図ですのでご確認ください。番号 2 の説明は以上です。</p> <p>番号 2 の説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 2 番の下田健一委員より報告をしてください。</p> <p>4-5 頁の現地の写真は、農地として利用できるように見えるかも知れませんが、40 年以上前から、北側隣接地の宅地への進入路として利用されており、入口付近はアスファルト舗装、その奥は碎石、真砂土で固められており、農地として利用することは困難であります。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより申請番号 1 と 2 について、一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>番号 2 の案件について、北側隣接地の 2302-4 と 2302-11 の地目は宅地と言われましたが、建物がありませんがどういうことなのでしょう。</p> <p>4-4 頁の航空写真を見てください。この写真は平成 29 年当時のものになりますが、この 2 筆には住居が見えています。現在住居は解体されていますが、地目としては宅地であります。申請人は、長年、宅地の一部として利用されていたため、地目は宅地だと長年思われており、この度農地であることを確認され、この非農地申請を提出されたものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑は無と認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 45 号「非農地の現況証明について」、申請番号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第 45 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決致します。</p> <p>次に、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、本議案</p>
----------	--	--

<p>農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございませぬ。お諮りをします。10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、19 番の音田孝好推進委員、計 3 名の申請の各筆明細、整理番号 13 から 29、33、以上の 18 の案件を先に分割審議することにご異議はございませぬか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、18 の案件を先に審議することとします。それでは、3 名の委員は退席してください。</p> <p>(10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、19 番の音田孝好推進委員、計 3 名 退席)</p> <p>3 名の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明してください。</p> <p>本冊 5 頁です。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 5 年改正農業経営基盤強化促進法、附則第 5 条の農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、農用地利用集積計画が作成されたので、改正前の同法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。なお、公告予定日は令和 6 年 1 月 15 日です。</p> <p>(資料は、5-1 頁～5-7 頁)</p> <p>まずは 5-1 頁、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>関係戸数は、借人 18、貸人 55。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 18 件で 35,175 m²、3 年以上 6 年未満が 33 件で 66,214 m²、6 年以上 10 年未満が 10 件で 19,369 m²です。設定作物等面積は、水田としての利用が 107,374 m²、樹園地としての利用が 4,346 m²、普通畑としての利用が 9,038 m²。利用権設定面積率は 0.966%であります。</p> <p>各筆明細は、頁をめくっていただき、5-2 頁以降になります。なお、説明は簡潔にさせていただきます。</p> <p>まずは、議席番号 10 番の中村弘明委員関連です。5-4 頁をお願いします。</p> <p>5-4 頁の下段、整理番号 33 で、次の 5-5 頁にまいります。</p> <p>整理番号 33、利用権の設定を受ける者、藤津——、合同会社●●です。大字藤津地内の 4 筆の田を、更新で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。議席番号 10 番の中村弘明委員関連は以上です。</p>
-------------------------	------------	---

	(議長)	<p>次に、議席番号 12 番の山上真治委員関連です。5-3 頁をお願いします。</p> <p>整理番号 13、利用権の設定を受ける者、田後——、株式会社●●です。はわい長瀬地内の 2 筆の田を、更新で水稻栽培を 1 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 14、はわい長瀬地内の 2 筆の田を、更新で水稻栽培を 1 年間、及び 1 筆の畑を、更新で白ネギ栽培を 1 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 15,16,17,18、大字田後地内と大字長江地内の田を、更新で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 19、はわい長瀬地内の 4 筆の田を、更新で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-4 頁です。</p> <p>整理番号 20～27 までです。はわい長瀬地内の記載の 8 筆の畑を、更新で白ネギ栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。議席番号 12 番の山上真治委員関連は以上です。</p> <p>次に、議席番号 19 番の音田孝好推進委員関連です。5-4 頁をお願いします。</p> <p>整理番号 28、利用権の設定を受ける者、長江——、音田孝好です。大字長江地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 29、大字長江地内の田を、更新で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。議席番号 19 番の音田孝好推進委員関連は以上です。</p> <p>以上、3 名の「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。各筆明細、整理番号 13 から 29、33、以上の 18 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。(少し時間をとる)</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している整理番号 13 から 29、33、以上の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 46 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、整理番号 13 から 29、33、以上 18 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。</p>
--	------	--

	事務局	<p>それでは、退席している 3 名の方に入ってください。</p> <p>(10 番の中村弘明委員、12 番の山上真治委員、19 番の音田孝好推進委員、計 3 名 着席)</p> <p>それでは、退席委員 3 名の着座を確認しましたので、審議を続けます。分割審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。</p> <p>はい。今回の農用地利用集積計画については、令和 5 年 12 月 31 日で期限が到来することによる更新案件が大部分を占めます。更新の説明は省略し、新規のみの概要説明とさせていただきます。</p> <p>5-2 頁です。</p> <p>整理番号 1 と 2、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字久見地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 4,5,6,7、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字久見、川上、中興寺、はわい長瀬地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 8、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。はわい長瀬地内の 6 筆の田を、新規で水稻栽培を 1 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-3 頁です。</p> <p>整理番号 12、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字長和田地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-4 頁です。</p> <p>整理番号 32、利用権の設定を受ける者、倉吉市の株式会社●●です。はわい長瀬地内の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-5 頁です。</p> <p>整理番号 34、利用権の設定を受ける者、長江●●です。大字長江地内の 2 筆の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 35、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字門田地内の畑を、新規で柿栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 37,38,39、利用権の設定を受ける者、川上●●です。大字引地地内の田を、新規で水稻栽培を 10 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 40、利用権の設定を受ける者、野方●●です。大字野方地内の畑を、新規で梨栽培を</p>
--	-----	--

	<p>(議長)</p> <p>横川委員</p> <p>事務局</p> <p>横川委員</p> <p>下田委員</p>	<p>10年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 42、利用権の設定を受ける者、倉吉市の●●です。大字下浅津地内の 4 筆の田を、新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-6 頁です。</p> <p>整理番号 43、利用権の設定を受ける者、光吉●●です。大字光吉地内の 3 筆の田を、新規で水稻栽培を 3 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 44、利用権の設定を受ける者、松崎●●です。はわい長瀬地内の畑を、新規で野菜栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 45、利用権の設定を受ける者、はわい長瀬——、株式会社●●です。はわい長瀬地内の畑を、新規でブドウ栽培を 10 年間、有償での貸貸借です。</p> <p>整理番号 47、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字長江地内の田を、新規で水稻栽培を 1 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>整理番号 48,49,50、利用権の設定を受ける者、門田●●です。大字長江地内と大字門田地内の田を、新規で水稻栽培を 6 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>5-7 頁です。</p> <p>整理番号 57,58,59,60、利用権の設定を受ける者、宮内●●です。大字下浅津地内、大字田畑地内、大字藤津地内の田を、新規で水稻栽培を 5 年間、無償での使用貸借です。</p> <p>以上の説明が新規であり、その他は更新になりますので、更新の説明は省略させていただきます。各自、ご確認ください。</p> <p>以上、いずれの新規、更新とも「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。(少し時間をとる)</p> <p>整理番号 51 の利用権を設定する者欄に、代理人欄に氏名の記載があるのですが、これはどういうことなのでしょうか。</p> <p>地権者は亡くなられており、身内の方が代理人として提出いただいたものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>利用権の設定を受ける者●●について、水田の畔草刈の管理等が徹底されていないので、地権</p>
--	--	---

<p>議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>事務局</p> <p>(中略)</p> <p>(議長)</p>	<p>者が困っておられる状況があります。</p> <p>利用権の設定を受ける者●●については、最近の契約には、畔草刈は地権者において実施されるようにしておられます。畔草刈のことを強く言うと、利用権の設定を受ける者●●は、農地を返却され、次に耕作する方がない状況になることも想定されます。</p> <p>(中略)</p> <p>利用権設定にかかる水田の畔草刈の件については、今後は地権者において実施してもらうようにするなど、部会において協議してもらいたいと思います。この件は以上で終わりとし、議事を進行させていただきます。</p> <p>その他の件で質疑はございますか。</p> <p>質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>次に、議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁)</p> <p>次の 6-1 頁の農用地利用集積等促進計画案をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 貸出名義人は、引地●●。土地の表示は、大字引地——の現況地目 畑、面積 2,969 m² のうち、1,300 m²について、中間管理機構を通して、門田●●に配分を行うものです。イチゴの栽培を、令和 6 年 2 月から令和 15 年 12 月までの 9 年 11 ヶ月間、有償での賃貸借であります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p>

<p>議案第 48 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p> <p>議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 1-1、資料 1-2)</p> <p>資料は、別冊の資料 1-1 と資料 1-2 になります。</p> <p>まずは、資料 1-2 をご覧ください。この度の地目変更は、大字別所地内にかかるものです。</p> <p>資料 1-2 の 14 頁を縦に見ていただきますと、上の方に東郷ダムの梨水湖が見えています。昨年 12 月定例総会時には、梨水湖から東側の地目変更が出されていましたが、この度は、赤線で囲ってある部分での地目変更の照会です。赤線の下側ラインは、三朝町との境界になります。</p> <p>次の 15 頁を縦にご覧ください。これが地籍調査前の地番図になります。青色で示している箇所が、この度、非農地から農地に地目変更する箇所の該当地が存在する部分、黄色で示している箇所が、農地から非農地に地目変更する箇所の該当地が存在する部分になります。17 頁以降が、地籍調査後の地目変更する箇所の地番図になります。後で順次確認していただきます。</p> <p>それでは、資料 1-1 をお願いします。</p> <p>1 頁、まずは非農地から農地に地目変更するものです。</p> <p>2 頁をご覧ください。非農地から農地に地目変更するものを青丸に青字で数字を入れています。資料 1-2 の地番図にも同様に示しています。</p> <p>3 頁をご覧ください。大字は全て別所になりますので、大字の説明は省略します。</p> <p>字赤畑——の調査前地目、山林を調査後地目、畑に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p>
--	---------------------	---

		<p>字三ノ赤畑——の調査前地目、原野を調査後地目、畑に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>字地合谷——の調査前地目、原野を調査後は、——に合筆し、畑に変更、地番図は資料 1-2 の 17 頁に示しています。非農地から農地に地目変更するものは以上です。</p> <p>次に、4 頁をご覧ください。農地から非農地に変更するものです。</p> <p>5 頁をご覧ください。農地から農地以外の地目に変更するものを赤丸に赤字で数字を入れています。また、農地から現地確認不能地として処理するものを赤丸に赤字でアルファベットを入れています。具体的に現地確認不能地は、現況が河川の中に入っている土地、現況が道路の中に入っている土地、現況が東郷ダムの中に入っている土地というものです。なお、資料 1-2 の地番図にも同様に示しています。</p> <p>6 頁をご覧ください。赤丸に赤字でアルファベット表示している農地から現地確認不能地として処理するものの説明は省略します。</p> <p>字四ノ南関——の調査前地目、畑を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>字榎谷口——の調査前地目、田を調査後地目、堤に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁、21 頁に示しています。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 21 頁に示しています。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、畑は、二行前の——に合筆し調査後地目、山林に変更するものです。</p> <p>7 頁をご覧ください。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、畑は、6 頁の——に合筆し調査後地目、山林に変更するものです。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 21 頁に示しています。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田は、一つ前の——に合筆し調査後地目、山林に変更するもの</p>
--	--	---

		<p>です。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 21 頁、22 頁に示しています。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田は、一つ前の——に合筆し調査後地目、山林に変更するものです。</p> <p>字二ノ赤畑——の調査前地目、田は、——と——に分筆し、——を調査後地目、山林に変更するものです。地番図は資料 1-2 の 22 頁に示しています。</p> <p>字三ノ赤畑——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 22 頁に示しています。</p> <p>字三ノ赤畑——の調査前地目、田は、一つ前の——に合筆し調査後地目、山林に変更するものです。</p> <p>8 頁をご覧ください。</p> <p>字三ノ赤畑——の調査前地目、畑は、7 頁の——に合筆し調査後地目、山林に変更するものです。</p> <p>字三ノ赤畑——の調査前地目、畑、地積は 20 万㎡からあります。そのまま畑として残す部分と、次のとおり——から分筆し、非農地とするものがあります。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、宅地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、雑種地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、雑種地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁、21 頁、22 頁に示しています。</p> <p>9 頁に続きます。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、雑種地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁、21 頁、22 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 21 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 22 頁に示しています。</p> <p>10 頁に続きます。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁、21 頁、22 頁、23 頁に</p>
--	--	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 河井推進委員 事務局</p> <p>河井推進委員 (議長)</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>示しています。</p> <p>11 頁に続きます。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、雑種地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、雑種地に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>——に分筆し、調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 20 頁に示しています。</p> <p>字地合谷——の調査前地目、田を調査後地目、原野に変更、地番図は資料 1-2 の 17 頁に示しています。</p> <p>少し飛んで 13 頁をお願いします。</p> <p>字小芦谷——の調査前地目、田を調査後地目、山林に変更、地番図は資料 1-2 の 18 頁に示しています。以上が農地から非農地に地目変更するものです。議案第 48 号の説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>地籍調査は誰が実施して、どういうものでしょうか。</p> <p>町が実施しています。町、地権者及び地元の世話人が土地の境界を確認し、土地の面積、現況地目を確定するものです。地籍調査を終えている土地は、仮に災害等が発生した際に、早期復旧が可能になることから全国で実施されています。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。それでは、これより採決を行います。</p> <p>議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」は、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 1 月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○1 月農家相談会の日程について</p> <p>1 月 18 日 (木) 午前 9 時～正午 (弁当喫食後に解散)</p>
--------------	---	---

	<p>(議長) 事務局</p>	<p>担当：12番 山上真治 委員、1番 土海政信 委員、18番 岡本章 推進委員</p> <p>(2) 鳥取県農業委員会女性協議会第2回研修会の日程について、説明してください。</p> <p>○鳥取県農業委員会女性協議会第2回研修会の日程について</p> <p>1月30日(火) 10:30~14:30 倉吉シティホテル</p> <p>対象：6番 山下和子 委員、7番 渡邊由佳 委員</p> <p>※お二人に通知が届いています。お手元に配布のとおりですので、参加をお願いします。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(3) 人権研修の日程について、説明してください。</p> <p>○人権研修の日程について</p> <p>2月9日(金) 2月定例総会前の午後2時20分~午後2時50分</p> <p>会場：役場別館第3会議室</p> <p>※全員が午後2時15分には集合してください。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(4) 2月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○2月定例総会の日程について</p> <p>2月9日(金) 午後3時00分~</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理</p> <p>4番 山田隆雄 委員、6番 山下和子 委員、19番 音田孝好 推進委員</p> <p>※現地調査件数によっては、午前中に現地調査を実施する場合があります。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(5) 2月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○2月農家相談会の日程について</p> <p>2月15日(木) 午前9時~正午(弁当喫食後に解散)</p> <p>担当：2番 下田健一 委員、3番 尾川寛信 委員、19番 音田孝好 推進委員</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>(6) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明してください。</p> <p>○農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月11日付、全国農業会議所会長名文書の下線部分を説明 ・これを受けて、令和元年12月13日付、鳥取県農業会議会長名文書の下線部分を説明 ・参考として、令和5年7月20日午後の研修会で資料した冊子の写し、特に農業委員・推進委員として注意すべきことの記載について確認

<p>6 閉会</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>⇒「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、出席委員等を代表し、農政・担い手部会 清水部会長 が朗読し、全体で決議</p> <p>(7) 令和5年度県外視察研修を終えて農業委員会としての今後の取り組みについて、説明してください。</p> <p>○令和5年度県外視察研修を終えて農業委員会としての今後の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者復命書の記載内容を参考に、各部会を開催し内容等の協議・検討を実施 *農業委員会として取り組みを進めていく事項(現任期中・長期的に取り組む事項) *町(県等を含む)に施策・予算要望していく事項 *その他事項 ・各部会の開催にあたり *部会としての集約は令和6年3月末日まで *各部会の開催日程は、部会長・副部会長において決定し事務局へ連絡。事務局が部会開催通知を発送 ・全体での確認は、令和6年4月以降の定例総会時 *特に、町(県等を含む)に施策・予算要望していく事項については、次回「建議書」作成時に活用 <p>⇒部会は、2月9日(金)定例総会終了後に2部会に分かれて開催することに決定</p> <p>その他に事務局からございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>皆さんの方から何かございますか。無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第10回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後5時00分)</p>
-------------	---	--